

2019
11
November



CLIENT

No.334



税務トピックス

- ・税制改正

P1・2

弊法人からの連絡事項

- ・確定申告に必要な書類について

労務トピックス

- ・最低賃金の変更について

P5・6

P3

弊法人からの連絡事項

- ・領収証のお取り扱いに関して

弊法人からの連絡事項

- ・年末調整書類の回収について

P7

P4



次号（2019年12月号）はお休みさせていただきます。

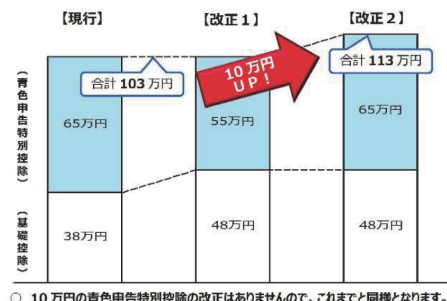
2018年度税制改正により、2020年の確定申告から事業所得及び給与所得について変更になる控除関係のトピックスをまとめました。

■ 事業所得編

青色申告特別控除額及び基礎控除額が変更になります。

改正1 青色申告特別控除額が現行65万円→55万円
基礎控除額が現行38万円→48万円に変更になります。

改正2 改正後の55万円の青色申告特別控除の適用要件に加え、電子申告又は電子帳簿保存を行うと引き続き65万円の青色申告控除が受けられます。
※弊法人で申告をしている方は、65万円の控除が受けられます。



■ 給与所得編

1. 給与所得控除額が一律10万円引き下げ

給与所得控除が下記の表のように一律10万円引き下げとなります。

また、上限額の適用される給与等の収入金額が1000万円→850万円へ、上限額が220万円→195万円へとそれぞれ引き下げられています。詳しくは、下記の表をご覧ください。

■給与所得控除額の改正前・改正後比較表

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超180万円以下	その収入金額×40%	その収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋18万円	その収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋51万円	その収入金額×20%＋41万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋120万円	その収入金額×10%＋110万円
850万円超1,000万円以下		
1,000万円超	220万円	195万円

2. 基礎控除額が10万円引き上げ及び所得限度額を設定

合計所得が2400万円以下については、基礎控除額が38万円→48万円へ引き上げられました。

合計所得が2400万円超の方につきましては、下記の表のとおりです。

※2400万円超の方が年末調整にて基礎控除を受ける場合、「給与所得者の基礎控除申告書」の提出が必要となりますので、ご注意ください。

■基礎控除額の改正前・改正後比較表

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		—

3. 各種所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得金額の要件の見直し

下記のとおり、各種控除の合計所得金額の要件が変更になっております。

■ 合計所得金額の改正前・改正後比較表

控除内容	改正前	改正後
控除対象扶養親族	38万円以下	48万円以下
源泉控除対象配偶者	85万円以下	95万円以下
配偶者特別控除	38万円超123万円以下	48万円超133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

■ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられたことにより、個人が消費税率10%である住宅を取得し、2019年10月1日から2020年12月31日までに自己の居住の用に供した場合、一定の要件を満たせば、住宅借入金等特別控除の控除期間が延長されることとなりました。

※消費税率8%適用の住宅につきましては、特例の対象外となります。

変更点：住宅借入金等特別控除の控除期間が10年から13年に延長されます。

1年目から10年目までは、現行の制度が適用されます。

11年目から13年目までは下記のように控除額が計算されます。

下記①②のうちいずれか少ない方が控除額となります。



一般住宅(右以外)の場合	認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合
①住宅借入金等の年末残高(上限4000万円) × 1% or ②建物価格(上限4000万円)の2% ÷ 3	①住宅借入金等の年末残高(上限5000万円) × 1% or ②建物価格(上限5000万円)の2% ÷ 3

(注)

- ◆認定長期優良住宅：長期優良住宅等の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のもの
- ◆認定炭素住宅：都市の低炭素化の促進に関する法律に規定する低炭素建築物に該当する家屋若しくは同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当する家屋で一定のもの
- ◆建物価格について：特例分は、補助金及び住宅取得等資金の贈与の額を控除しない金額をいいます。

2019年10月から最低賃金額が変わりました。

今回は東京都、神奈川県で初めて最低賃金が1,000円を超えました。最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなくてはならないとする制度です。

歯科医院のある都道府県の最低賃金を採用する必要があります。

都道府県名	地域別最低賃金時間額	
	10月より	9月まで
東京都	1,013円	985円
神奈川県	1,011円	983円
埼玉県	926円	898円
千葉県	923円	895円
茨城県	849円	822円
静岡県	885円	858円



Q.「最低賃金」は地域によって異なるのですか？

A.「地域別最低賃金」は各都道府県にひとつずつ、全部で47件の最低賃金が定められており、パートタイマー、臨時、嘱託などの雇用形態に関わりなくすべての労働者に適用されます。



■ 最低賃金のチェック方法 以下の方法で時間額に換算します。

① 時給の場合

時間給 ≥ 最低賃金額 (時間額)

② 日給の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額 (時間額)

③ 月給の場合

労働時間月176時間として

月給 ÷ 1ヶ月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額 (時間額)

※月給の合計金額から最低賃金の対象とならない通勤手当、時間外手当、皆勤手当を除きます。

※1ヶ月平均所定労働時間 = (365日 - 年間所定休日数) × 1日の所定労働時間数 / 12ヵ月

東京都の場合	
① 時給	1,013円以上
② 日給	8,104円以上 労働時間1日8時間として
③ 月給	178,288円以上 労働時間月176時間として

■ 最低賃金を支払っていない場合

①雇用契約で交わした賃金が無効となります

スタッフと合意の上で、最低賃金より低い賃金を定めたとしても、法律によって無効となり、最低賃金額と同様の定めをしたとみなされます。

②差額を支払わなくてはなりません

スタッフに最低賃金より低い賃金を支払っている場合、その差額を支払わなくてはなりません。もし、支払わない場合、最低賃金法に50万円以下の罰金が定められています。

受付や歯科助手の時給は最低賃金額以下になっていないでしょうか。退職したスタッフから未払賃金を求められるケースもございます。また、求人媒体に依頼してスタッフを募集する際、最低賃金額を下回ってれば、求人情報は掲載されなくなります。是非、ご確認をお願いいたします。

今年も年末調整の計算のため、従業員の方から、お配りした記入用紙や各種控除証明書等の回収をお願いいたします。一部内容に変更がございますのでご注意ください。

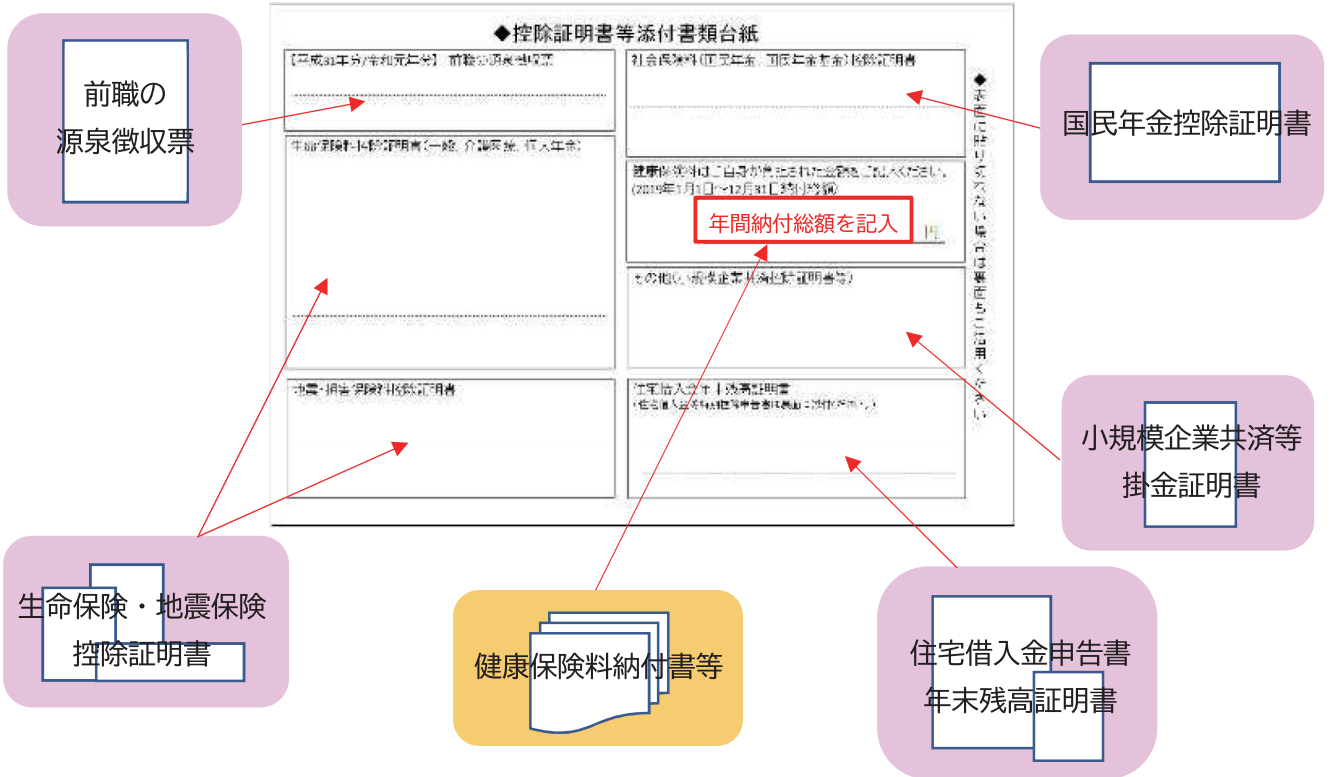
従業員の皆様へお配りいただく書類

- ・ 給与所得者の保険料控除申告書
- ・ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ・ 控除証明書等添付書類台紙

〔 各控除証明書は書類台紙へ
ホチキス止めしてください 〕



簡易書留・レターパックで
弊法人へ郵送



原本が必要な控除証明書等	添付された控除証明書は ご本人への返却はしません 。 年末調整後は医院で保管をお願いいたします。
納付書・領収書・通知書など (国民年金領収証書含む)	原本は不要 、添付する場合はコピーをお願いいたします。 原本添付されても ご本人への返却はしません 。

期限までに提出の控除証明書や記入いただいた健康保険など社会保険料の金額で年末調整の計算を行います。国民年金、国民健康保険料など年内納付予定がある場合は必ず弊法人までお知らせください。
年末調整結果報告後の年末調整再計算は別途報酬が発生いたしますのでご了承ください。

確定申告に必要な資料について

2019年度の確定申告（2020年3月15日提出期限）へ向けて、ご準備いただきたい書類をまとめました。該当書類がある場合は、下記の期日までに弊法人までお送りください。

ご確認ください

所得についてはご確認の上、**FAX**、**郵送**、またはお電話にて担当までご連絡をお願いいたします。



(1) 扶 養

人数など扶養者の変更等がありましたら、まずは月次連絡の際に弊法人担当者までお知らせください。



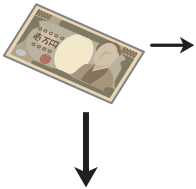
(2) 給 与

給与所得がある方は、必ず**源泉徴収票**を郵送してください。
(他の医院に勤務、市町村での当番医、歯科医師会からの給与等)



(3) 住宅借入金等

2019年中に住宅を購入し住み始め、初めて住宅借入金等特別控除を受ける方は、弊法人にご連絡ください。必要書類一覧表を郵送いたします。



(4) 事業所得以外の所得

歯科医院以外に所得がある場合は、弊法人にご連絡ください。
特に**譲渡所得**のある方は、お早目にご連絡ください。

事業所得以外の所得

所得の種類	収入内容等	必要書類	必着期限
利子所得	預貯金等の利子	原則的には源泉分離で申告不要です	1月下旬
配当所得	株・出資金の配当等	配当の支払調書 その他内容のわかるもの	1月下旬
不動産所得	貸屋・アパート収入	家賃・地代収入、経費の資料 賃貸契約書のコピー	1月下旬
給与所得	給料・賞与	源泉徴収票	1月下旬
退職所得	退職金	退職所得の源泉徴収票	1月下旬
譲渡所得	土地・家屋 有価証券	売買契約書、領収書 購入時の資料 【TEL・FAXでご連絡ください】	至 急
一時所得	生命保険金の満期返戻金等	内容がわかる資料	1月下旬
雑所得	原稿料、貸付金利子 年金、恩給等	支払調書等	1月下旬

※特定口座年間取引報告書が証券会社等から届いた場合は、損失又は取引なしでも弊法人へ郵送ください。

確定申告についてのご相談は、担当者までご連絡ください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

■ 10月分の月次資料と一緒に送ってください。
 CLIENT9月号にお手紙を同封させていただきましたが、
 今年から医療費の領収書については早期にお送りいただきますようお願いしております。
 お手元にある10月までの医療費の領収書は10月分の月次資料と一緒に11月中にお送りください。

■ 2020年1月15日(水)までに、**FAX**をしてください。FAX用紙はCLIENT1月号に同封いたします。

- ・ 資産の取得についてのお問い合わせ
- ・ 税務代理権限証書（押印済）
- ・ 確定申告連絡表（黄）

■ 2020年1月31日(金)までに、**郵送**してください。各種用紙はCLIENT1月号に同封いたします。

- ・ 税務代理権限証書（原本）
- ・ 11月、12月分の医療費の領収書原本
- ・ 12月分の月次資料
- ・ 所得控除関係資料
- ・ 棚卸等の連絡表一式
- ・ 確定申告連絡表（黄）

所得控除関係資料	対象内容	対象
医療費の領収書	合計が10万円超となる可能性がある場合 ※合計所得200万円未満は10万円以下でも可	領収書の原本
国民年金、国民年金基金の 控除証明書		証明書の原本
健康保険などの支払がわかる資料	支払額と対象者の氏名がわかる資料	コピー可
小規模企業共済掛金払込証明書	11月以降に加入した場合は担当へご連絡ください	証明書の原本
生命保険料控除証明書	お手元に届いた証明書すべて	証明書の原本
地震保険料控除証明書	お手元に届いた証明書すべて	証明書の原本
寄附金控除証明書	お手元に届いた領収書、証明書、ご案内等	領収書の原本 証明書の原本

■ 2020年2月14日(金)までに、**郵送**してください。

- ・ 1月分の月次資料

■ 届き次第、**FAX**をしてから、**郵送**してください。

必要書類	対象内容	対象
12月診療分決定通知書・支払調書	2019年12月診療分	原本
歯科医師会費の一覧表、明細書	2019年度分	コピー可
クレジットカードの利用明細	2020年1月、2月引き落とし分	コピー可

現在、月次資料を弊社にご送付いただく際に、**領収書**を台紙に貼っていただいておりますが、今後は台紙へはお貼りにならずに**現金、窓口現金、預金等**お支払ごとに分けて**クリップ、ホチキス等**で**おまとめ**いただいでご郵送いただきますようお願い申し上げます。



☞ご郵送いただいた領収書は、月ごとにまとめてクリアポケットに入れて返却いたします。お手元に届きましたら、大切に保管をお願いいたします。
青色申告者の領収書を含めた帳簿書類の保存期間は原則として7年間です。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 334号

■発行日：2019年11月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階
 電話：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京 / 大阪 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング